

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、日本組織適合性学会 (Japanese Society for Histocompatibility and Immunogenetics、略称 JSHI) と称す。

(事務局)

第 2 条 本会の事務局は、理事会が定めた場所におく。

(目的)

第 3 条 本会は、組織適合性とそれに関する学問の進歩発展に資するため、国内のみならず国外の関連機関とも連絡を密にして研究の促進を図り、その成果の応用を通じて広く人類の健康と福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会 (学術集会、講演会、ワークショップなど) の開催
2. 会員間の研究情報交換ならびに社会への情報発信に資する資料や研究成果の発表
3. 内外関連研究機関および研究組織との連絡
4. HLA タイピングの精度向上に関する事業
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員

(会員の資格)

第 5 条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 正 会 員: 本会の目的に賛同した者で、第 6 条に定める入会手続きを経て入会し、年会費を納入した者
2. 特別名誉会員: 本会に対し特別の功労があり、理事会、評議員会の議を経て理事長が推薦し、総会において承認された者
3. 名 誉 会 員: 本会の正会員として本会の発展に著しい功労のあった者で、理事会、評議員会の議を経て、総会において承認された者
4. 賛 助 会 員: 本会の目的に賛同し、本会の事業を援助するために第 6 条に定める入会手続きを経て入会し、年会費を納入した団体または個人

(入会)

第 6 条 本会に入会を希望するものは、所定の入会申し込み書に年会費を添えて申し込むものとする。

(年会費)

第 7 条 年会費は別途これを定める。既納の会費は返却しない。

(会員の権利)

第 8 条 会員は本会の事業に関する連絡を受け、学術集会や本会の行う事業に参加することができる。

(退会)

第 9 条 本人より退会の申し出のあった会員、および年会費を 3 年以上未納の会員は退会とみなし、学術集会を含む本会の事業の連絡を停止する。

(除名)

第 10 条 本会の目的に反する行為のあった会員は、理事会および評議員会の議決により、総会の承認を得て除名することができる。

第 3 章 役員

(役員)

第 11 条 本会に次の役員を置く。

理事長： 1 名

理事： 原則として 9 名

監事： 2 名

評議員： 50 名程度

指名理事： 若干名

(選任)

第 12 条 役員は次の規定によって選任する。

1. 評議員は、正会員の中から、細則に定める資格を満たすものを理事会および評議員会の議を経て理事長が委嘱し、総会の承認を得るものとする。
2. 理事および監事は、評議員の中から互選により選出する。理事と監事は兼務することはできない。
3. 理事長は理事会において、理事の中から互選により選出する。
4. 必要に応じて若干名の指名理事をおくことができる。指名理事は、評議員の中から理事長が推薦し、理事会、評議員会の議を経るものとする。

(職務)

第 13 条 本会の役員の職務は次のとおりとする。

1. 理事長は、本会を代表し、本会の業務を総轄する。
2. 理事及び指名理事は理事会を構成し、この会則に定められた事項を議決する。各理事は、認定制度、庶務、会計、編集、渉外などの業務を分掌する。
3. 監事は本会の業務および経理を監査する。
4. 評議員は評議員会を構成し、この会則に定められた事項を議決する。

(任期)

第 14 条 理事長、理事、監事の任期は 2 年とする。但し、任期の開始は選出後の最初の理事会とし、次期役員候補選出後の最初の理事会まで継続するものとする。また、指名理事の任期は理事長の任期の期間中とする。但し何れの役員も再選は妨げない。

(職員)

第 15 条 本会の事務を円滑に処理するため、事務局に事務局長をおく。事務局長は、理事会において理事の中から互選により選出し、その任期は 2 年とする。事務局は、必要に応じ事務局職員をおくことができる。職員の任免は理事長が行う。

第 4 章 会議

(学術集会)

第 16 条 学術集会は、原則として年 1 回行い、大会長がこれを主宰する。大会長は、理事会および評議員会の議を経て理事長が委嘱する。また、大会長は、学術集会を主催する上でその補佐を行う大会幹事 1 名をおくことができる。大会幹事は、大会長が推薦し、理事会、評議員会の議を経て、大会長が任命するものとする。大会長は参加者が支払う参加費等を、大会運営経費に充てることができる。

(総会)

第 17 条 総会は、年 1 回学術集会に際して開催し、大会長を議長として以下に述べる事項ならびに理事会および評議員会において議決された事項を会員に報告し、承認を受けるものとする。

1. 事業報告ならびに事業計画
2. 会計報告ならびに予算
3. その他

(評議員会)

第 18 条 評議員会は、年 1 回の学術集会に際して定期的で開催する外、理事長が必要と認めた際は、臨時に評議員会を召集して会務の円滑な運営に当たる。評議員会の議長は、定期の評議員会では該当学術集会の大会長が行い、臨時の評議員会では評議員の互選により選出する。

(評議員の議決)

第 19 条 評議員会は、別に定める会則改定の場合を除き、評議員の半数以上の出席のもとに、出席者の過半数の賛成がなければ議決することが出来ない。やむをえない事由で評議員が出席できない場合は、議長あるいは他の評議員に委任状を提出し審議を委任することができる。委任状提出者は議決に関し出席者として取り扱われ、その議決権は委任された者が代わりに執行する。

(評議員会議事録)

第 20 条 評議員会の議事録については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。議事録は議長の責任において作成し、次回の評議員会で内容の確認を得るものとする。

1. 会議の日時および場所
2. 出席者の氏名
3. 議決事項
4. 議事の経過

(理事会)

第 21 条 理事会は理事長が主催する。理事会は、定期理事会および臨時理事会とする。定期理事会は毎年 1 回理事長がこれを召集する。理事長は、理事長が必要と認めるとき、または 3 分の 1 以上の理事から開催が請求されたときは速やかに臨時理事会を召集しなければならない。

(理事会の議決)

第 22 条 理事会の 3 分の 2 以上の理事が出席し、出席した理事の過半数の賛成がなければ議決することができない。監事は理事会に出席して意見を述べるができるが議決には加わらない。

(委員会)

第 23 条 本会の業務を遂行するのに必要な委員会を設置することができる。委員会の設置は、理事会および評議員会の議を経て理事長が行う。なお、各委員会の委員長及び委員の選任に関する細則は別に定める。

第 5 章 分科会および地方会

(分科会)

第 24 条 本会に分科会をおくことができる。分科会の設置ならびに廃止は、理事会および評議員会の議を経て理事長が決定する。

(地方会)

第 25 条 本会の下部組織として地方会をおくことができる。地方会の設置ならびに廃止は、理事会および評議員会の議を経て理事長が決定する。

第 6 章 会報

(会報)

第 26 条 本会は会報を発行する。この内 1 回は各年の学術集会の予稿集を兼ねる。

(編集)

第 27 条 会報の編集は、編集担当理事が編集委員会を組織し、別に定める会報規定に基づいて行う。但し学術集会の予稿集を兼ねる場合には、各大会長に委嘱することができる。

る。

第7章 会計

(経費)

第28条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他で支弁する。

(会費)

第29条 会員は本会の経費にあてるため、年会費を納入しなければならない。但し、特別会員及び名誉会員はこの限りではない。

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は4月1日より、翌年3月31日とする。

(会計監査)

第31条 収支決算は監事の監査を受けた後、理事会、評議員会ならびに総会の承認を受けるものとする。

第8章 会則の変更および細則

(会則の変更)

第32条 この会則は、理事会、および評議員会の3分の2以上が出席した評議員会の議決を経て、総会の承認を得なければ変更することができない。

(会則の実施)

第33条 この会則の実施に際し疑義を生じた場合、または会則以外に必要な事項が生じた場合は、理事会および評議員会がこれを処理する。

(細則)

第34条 この会則施行についての細則は、理事会、評議員会の議決および総会の承認を経て別に定める。

(付則) この会則は、平成3年4月8日から施行する。

日本組織適合性学会細則

1. (理事選挙被選挙人の資格)

理事選挙における被選挙人資格者は、選挙年度開始日において65歳以下である者とする。

変更：平成19年9月10日

2. (評議員候補の資格)

新評議員は会員歴(旧日本組織適合性研究会の会員歴を通算)3年以上、組織適合性、

HLA 等に関する研究発表または論文 2 編以上を有し、2 名（連名も可とする）の評議員の推薦のあるものとする。なお評議員の候補者は、推薦状とともに資格を証明するために、下記の書類を学会事務局に提出するものとする。

1. 履歴書（組織適合性や HLA に関する教育・研究・実務等に従事した期間ならびに JSHI 会員歴を含む）2. 業績リスト（組織適合性、HLA 等に関する研究発表または論文 2 編以上を有することを証明するもの）

変更：平成 26 年 9 月 13 日

3.（選挙結果同数得票の場合について）

理事、監事の選挙結果で同数得票の場合は、旧理事により、理事、監事を決定する。

変更：平成 7 年 7 月 14 日

4.（委員会委員長及び委員の選任について）

本会の運営上必要な委員会の委員長は、理事の互選により選出する。委員は、会員の中から当該委員長が選任し、理事会の議を経て、評議員会の承認を受けるものとする。

変更：平成 10 年 7 月 17 日、平成 25 年 9 月 15 日

日本組織適合性学会年会費規定（平成 10 年 7 月 17 日新設、平成 12 年 6 月 2 日改訂）

1. 年会費は、次に定めるとおりとする（平成 13 年度より施行）。

1、正会員：年額 7,000 円

2、評議員：年額 10,000 円

3、特別名誉会員：免除

4、名誉会員：免除

5、賛助会員：年額 100,000 円

2. 年会費の変更は、会計担当理事の提案によって、理事会、評議員会の議を経て総会で決定する。